藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 改正について

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のよう に改正する。

2017年(平成29年)2月16日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 を改正する条例

藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(平成元年藤沢市 条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1文化の森地区整備計画区域の項を次のように改める。

健康と文化 の森地区整 健康と文化の森地区地区計画において地区整備計画が定められた 備計画区域

別表第2境川右岸鵠沼東地区整備計画区域の項建築してはならない建築物の欄第6号中「第2条第1項第5号又は第6号」を「第2条第1項第2号又は第3号」に改め、同表Jータウン湘南ヒルズ地区整備計画区域の項建築してはならない建築物の欄第3号中「都市計画道路3・4・6号」を削り、同表文化の森地区整備計画区域の項を次のように改める。

健康と文化の森地区整備計画区域 大学スカー 大学スカー 大学スカー 大学スカー 大学スカー 大学スカー 大学スカー 大学 関連施設 地区	型 (1) 学校 (2) 研究施設又は研究開発型施設 型 (3) 事務所
地域交流	で 次に掲げる建築物以外の建築物

・ サー ス 区	世 (1) 住宅 地 (2) 共同住宅及び寄宿舎 (3) 学校(学校に附帯する施設に限る。) (4) 政令第130条の5の3に掲げる店舗,飲食店等の建築物で,店舗,飲食店等の用途に供する部分の 床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの (5) 事務所 (6) 工場(食品の製造及び加工を行うものに限る。) (7) 法別表第2()項第9号の公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に附属するもの
居住施地区	設 次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 法別表第2(4)項第2号の住宅 (3) 共同住宅及び寄宿舎 (4) 法別表第2(4)項第9号の公益上必要な建築物 (5) 前各号の建築物に附属するもの
医療関施設地	

別表第3文化の森地区整備計画区域の項を次のように改める。

健康と文化の森 地区整備計画区 域	大学キャンパス地区	10分の8(遠藤宮原線と の境界から50メートル以 内の区域については10分 の10)
	大学関連施設地区	10分の15
	地域交流・サービス 施設地区	
	居住施設地区	10分の8
	医療関連施設地区	10分の15

別表第4文化の森地区整備計画区域の項を次のように改める。

健康と文化の 森地区整備計 画区域	大学キャンパス地区	10分の5 (遠藤宮原線との境界から 50メートル以内の区域については10 分の6)
	大学関連施設地区	10分の6
	地域交流・サービス施 設地区	

居住施設地区	10分の5
医療関連施設地区	

別表第5文化の森地区整備計画区域の項を次のように改める。

健康と文化の 森地区整備計 画区域	大学キャンパス地区	1,000平方メートル	(1) 公益上必要な建 築物の敷地 (2) 土地区画整理事 業により換地され
	大学関連施設地区	300平方メートル	またれでとが値のを 地りにとが値の権基を使 がでとが値の権基を使 がでとが値の権基を使 でとが値の権基を使 でとが値のを がでとが値がします。 でとが値がでるがですがです。 でとが値ができるがですができる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
	地域交流・サービス 施設地区	300平方メートル	
	居住施設地区	165平方メートル	
	医療関連施設地区	1,000平方メートル	医療関連施設地区における薬局のみの用途に供する敷地

別表第6文化の森地区整備計画区域の項を次のように改める。

健康と 変化 変化 変化 変化 変化 変化 変化 変化 変形 変形 域 変形 域 は は は は は は は は は は は は は	区	3メートル	バス停留所の上屋 及び便所	3メートル	バス停留所の上屋 及び便所
	地 ・ ス区		れ途やの一か合一る (2) れ途をある。 に供あさい、がいの にで高トーが以床 5 以 を がり、がいの を の一か合一る の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	(遠藤宮原 線までの距 離は3メー トル)	れらに類する用 途に供する建築

医療関連 3メ	ートル「バス停留所の」	上屋 3メートル	バス停留所の上屋
施設地区	及び便所		及び便所

別表第7文化の森地区整備計画区域の項を次のように改める。

大学キャンパス地区 大学関連施設地区	25メートル	
地域交流・サービス 施設地区	15メートル。た だし,住宅を含む 建築物の高さは, 10メートル以下 とする。	
居住施設地区	10メートル	
医療関連施設地区	25メートル	

別表第11文化の森地区整備計画区域の項を次のように改める。

健康と文化の森地 区整備計画区域	大学キャンパス地区 大学関連施設地区	生け垣又は透視可能なフェンス等。ただし、門柱その他これに類するものについては、この限りでない。
	地域交流・サービス 施設地区 居住施設地区	生け垣又は高さが 1.5 メートル以下の透視可能なフェンス等。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 道路又は公園以外との境界線に設けるもの (2) フェンス等の基礎で地盤面からの高さが 0.6 メートル以下のもの (3) 門柱その他これに類するもの
	医療関連施設地区	生け垣又は透視可能なフェンス等。ただし、門柱その他これに類するものについては、この限りでない。

## 附則

この条例は,公布の日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、文化の森地区地区計画を都市計画変更したことに伴い、地区計画の区域内における建築物の制限を改める等の必要による。